

「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」
における実証的共同研究実施委託要綱

平成 22 年 4 月 8 日
生涯学習政策局長決定
平成 23 年 3 月 11 日一部改正

1 趣旨

都市化、核家族化、少子化による地域の教育力の低下など、地域社会の抱える課題や、地球温暖化など国を挙げて緊急に取り組むべき課題に対し、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設が解決に向けて積極的に関わることが求められている。また、そのような課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて住民が協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」を進めることが必要である。

このような中、社会教育に関する現状は、各施設や住民の個々の活動は定着しているものの、類似の取組が個別に実施されていることが多く、住民の多くが親しめる新たな取組手法の開発が進んでいない状況にある。

このため、社会教育による地域課題の解決に際し、効果的連携による相乗効果や、新たな実施手法の開発が期待されるテーマ、取組手法等を具体的に提示した国と地域による実証的共同研究を行い、取組後、様々な地域で活用され、地域の教育力の向上に資する取組モデルを構築する。

2 委託先

(1) 民間団体（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、共益法人、特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人等）（以下、「民間団体」という。）

(2) 都道府県・指定都市・市町村教育委員会並びに地方公共団体を母体とする協議会等（以下、「協議会等」という。）

（以下、上記（1）「民間団体」及び（2）「協議会等」をあわせて「委託先」という。）

3 委託内容

社会教育による地域課題の解決に際し、効果的連携による相乗効果や、新たな実施手法の開発が期待される以下のようなテーマについて、課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行う。

- ① 環境教育
- ② 人権教育
- ③ 高齢者支援
- ④ 学校と地域の総合的な活性化
- ⑤ 地域における効果的なネットワーク化・人材養成手法の開発

4 委託期間

本事業の実施期間は、委託を受けた日から同年度の3月15日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託先が上記3の委託を受けようとするときは、本事業に関する事業計画書及び経費計画書(様式1-1~様式1-4)を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、上記5(1)により提出された事業計画書及び経費計画書(様式1-1~様式1-4)の内容を検証し、内容が適当であると認めた場合、当該委託先に対し本事業の実施を委託する。

6 業務完了の報告

委託を受けた委託先は、事業が終了したときは、事業が終了した日から10日以内もしくは3月15日のいずれか早い日までに、本事業に関する成果報告書及び収支精算報告書(様式4-1~様式4-6)を文部科学省に提出する。

7 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は上記6に基づき提出された成果報告書及び収支精算報告書(様式4-1~様式4-6)について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に通知するものとする。
- (2) 上記の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

8 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業に要する経費(諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、賃金、保険料、雑役務費、消費税相当額、再委託費、一般管理費(ただし、人件費と一般管理費については民間団体のみ計上することができる。))を委託費として支出する。
- (2) 委託費は、上記7(1)による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。
- (3) 委託事業の実施にあたり、文部科学省が事業完了前に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、委託費の全部または一部を、委託先の請求に基づき概算払することができる。
- (4) 預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することができる。
- (5) 委託先においては適切に監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。
- (6) 文部科学省は、委託先が本委託要綱等に違反したとき、または本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (7) 委託先は、本事業の計画を変更する場合、または所要経費の費目間流用をする場合は文部科学省に計画変更承認申請書(様式3)を提出し、その承認を受けることとする。

ただし、当初費目ごとに配分された経費の20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む。）をする場合を除く。

(8) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び本事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し指示を受けることとする。

9 再委託

(1) 委託事業のうち、その内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められるものについては、委託事業の一部を再委託することができる。

ただし、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

(2) 委託先は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託金額及び履行体制に関する事項を記載した事業計画書等（様式2-1～様式2-2）を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする（ただし、軽微な変更の場合を除く）。

10 著作権

(1) 委託先は、本事業により発生した著作権がある場合には、原則として、本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させる。

(2) 本事業の実施により委託先が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、委託先に帰属させる。

(3) 上記10(2)の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は、無償にて文部科学省が使用することを許諾することとする。

11 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省からの請求があったときには提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存する。

12 その他

(1) 文部科学省は、委託先における本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

(2) 文部科学省は、本事業の実施にあたり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。

(5) 事業の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責め

に帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

- (6) 委託先は、事業の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (8) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

別紙

要綱 5 に定める様式

様式 1 - 1、様式 1 - 2、様式 1 - 3、様式 1 - 4

要綱 6、要綱 7 に定める様式

様式 4 - 1、様式 4 - 2、様式 4 - 3、様式 4 - 4、様式 4 - 5、様式 4 - 6

要綱 8 に定める様式

様式 3

要綱 9 に定める様式

様式 2 - 1、様式 2 - 2